

---

## 第4回江府町議会定例会会議録（第3日）

平成24年6月15日（金曜日）

---

### 議事日程

平成24年6月15日 午前10時開議

- 日程第1 議案第53号 専決処分した事項の承認について（江府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第2 議案第54号 専決処分した事項の承認について（損害賠償の額の決定）
- 日程第3 議案第55号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第4 議案第56号 江府町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第5 議案第57号 鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
- 日程第6 議案第58号 江府町地下水採取に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第59号 江府町特別医療費助成条例の一部改正について
- 日程第8 議案第60号 江府町印鑑条例の一部改正について
- 日程第9 議案第61号 江府町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第10 議案第62号 江府町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第63号 平成24年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第64号 平成24年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第65号 平成24年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第66号 平成24年度鳥取県日野郡江府町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第67号 平成24年度鳥取県日野郡江府町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 委員長報告（陳情処理報告）  
（陳情第7号）最低賃金の引き上げと安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充を求める「意見書」採択の陳情

(総務経済常任委員会)

(陳情第8号) 2013年度国家予算編成において、教育予算拡充を求める陳情書

(教育民生常任委員会)

日程第17 発議第4号 地方自治法第96条第2項の規定による江府町議会の議決すべき事件に  
関する条例の制定について

日程第18 議会運営委員会の報告

日程第19 江府町政治倫理審査会の設置について

日程第20 議員派遣の件について

日程第21 閉会中の継続調査について(議会運営委員会)

---

出席議員(9名)

1番 宇田川 潔	2番 川上 富夫	4番 日野尾 優
5番 上原 二郎	6番 越峠 恵美子	7番 長岡 邦一
8番 田中 幹啓	9番 川端 雄勇	10番 森田 智

---

欠席議員(なし)

---

欠員(1名)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 ————— 梅林 茂樹

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ————— 竹内 敏朗	副町長 ————— 宮本 正啓
教育長 ————— 藤原 成雄	総務課長 ————— 影山 久志
企画政策課長 ————— 矢下 慎二	町民生活課長 ————— 西田 哲
福祉保健課長 ————— 本高 善久	農林課長 ————— 瀬島 明正
産業振興課長 ————— 奥田 慎也	奥大山スキー場管理課長 岡田 雄成
建設課長 ————— 下垣 吉正	教育振興課長 ————— 山川 浩市
会計管理者 ————— 森田 哲也	

午前10時00分開議

○議長（日野尾 優君） 皆さん、おはようございます。本日の欠席通告はございません。全員出席であります。

ただいまより平成24年第4回江府町議会定例会第3日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

これから議案等に対する審議を行います。

本日の議案審議は、初日の提出議案であり、既に提案者の内容説明は終わっております。

よって、一括議題としますが、質疑、討論、採決の進行は、一議案ごとに処理進行いたします。

---

日程第1 議案第53号 から 日程第15 議案第67号

○議長（日野尾 優君） 日程第1、議案第53号、専決処分した事項の承認について（江府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）から、日程第15、議案第67号、平成24年度鳥取県日野郡江府町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）まで、以上15議案を一括議題とします。

これから議案等に対する質疑を行います。

日程第1、議案第53号、専決処分した事項の承認について（江府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）。

議案第53号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（日野尾 優君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第53号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認いたしました。

日程第2、議案第54号、専決処分した事項の承認について（損害賠償の額の決定）。

議案第54号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（日野尾 優君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第54号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認いたしました。

日程第3、議案第55号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について。

議案第55号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（日野尾 優君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第55号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第4、議案第56号、江府町過疎地域自立促進計画の変更について。

議案第56号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（日野尾 優君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第56号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第5、議案第57号、鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について。

議案第57号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（日野尾 優君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第57号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（越峠 恵美子君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第6、議案第58号、江府町地下水採取に関する条例の制定について。

議案第58号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（日野尾 優君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第58号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第7、議案第59号、江府町特別医療費助成条例の一部改正について。

議案第59号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（日野尾 優君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第59号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第8、議案第60号、江府町印鑑条例の一部改正について。

議案第60号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（日野尾 優君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第60号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第9、議案第61号、江府町手数料徴収条例の一部改正について。

議案第61号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（日野尾 優君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第61号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第10、議案第62号、江府町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

議案第62号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（日野尾 優君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第62号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第11、議案第63号、平成24年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第1号）。

議案第63号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（日野尾 優君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第63号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第12、議案64号、平成24年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算（第1号）。

議案第64号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（日野尾 優君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第64号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第13、議案65号、平成24年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）。

議案第65号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（日野尾 優君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第65号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第14、議案第66号、平成24年度鳥取県日野郡江府町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）。

議案第66号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（日野尾 優君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第66号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第15、議案67号、平成24年度鳥取県日野郡江府町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。

議案第67号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（日野尾 優君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第67号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

---

#### 日程第16 委員長報告（陳情書審査報告）

○議長（日野尾 優君） 続きまして、日程第16、会期中に審査を付託した陳情等の委員会の審査報告を求めます。

会期中の審査に係る報告、総務経済常任委員会委員長、森田智議員。

○議員（10番 森田 智君） 議長。

○議長（日野尾 優君） 森田議員。

○総務経済常任委員会委員長（森田 智君）

---

## 陳情書等の審査報告

### 審査の結果

#### 1、趣旨採択とすべきもの

- (1) 件名 最低賃金の引き上げと安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充を求める「意見書」採択の陳情
- (2) 理由 賃金格差が進み、貧困層が増え、非正規雇用で働く人が増えている中で、最低賃金を引き上げ安定雇用の創出を図ることは必要である。しかし、企業が国内で雇用を守ることは難しい状況であり、海外進出も進んでいるという矛盾した現状でもある。この陳情の趣旨には賛成する。よって、趣旨採択とする。

本委員会においては、上記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告する。

平成24年6月15日

総務経済常任委員会委員長 森田 智

江府町議会議長 日野尾 優 様

---

以上です。

○議長（日野尾 優君） これより、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

陳情第7号について、質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（日野尾 優君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

陳情第7号は、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） 御異議なしと認めます。よって、委員長報告のとおり決しました。

続きまして、教育民生常任委員会委員長、6番越峠恵美子議員。

○議員（6番、越峠恵美子君） はい。

○議長（日野尾 優君） 6番、越峠議員。

○教育民生常任委員会委員長（越峠恵美子君）

---

陳情書等の審査報告

審査の結果

1、趣旨採択とすべきもの

- (1) 件名 2013年度国家予算編成において、教育予算拡充を求める陳情書
- (2) 理由 社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は極めて重要であるが、財源の確保が不明確のため趣旨採択とする。

本委員会においては、上記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告する。

平成24年6月15日

教育民生常任委員会委員長 越峠 恵美子

江府町議会議長 日野尾 優 様

---

○議長（日野尾 優君） これより、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

陳情第8号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（日野尾 優君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

陳情第8号は、委員長報告のとおり、趣旨採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） 御異議なしと認めます。よって、委員長報告のとおり決しました。

---

日程第17 発議第4号

○議長（日野尾 優君） 日程第17、発議第4号、地方自治法第96条第2項の規定による江府町議会の議決すべき事件に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

○議員（2番 川上 富夫君） 議長。

○議長（日野尾 優君） 2番、川上富夫君。

○議員（2番 川上 富夫君）

---

発議第4号

地方自治法第96条第2項の規定による江府町議会の議決すべき事件に  
関する条例の制定について

地方自治法第96条第2項の規定による江府町議会の議決すべき事件に関する条例を制定する  
ことについて、地方自治法第112条により、別紙のとおり提出いたします。

平成24年6月15日 提出

提出者 江府町議会議員 川 上 富 夫

賛成者 江府町議会議員 川 端 雄 勇

賛成者 江府町議会議員 森 田 智

賛成者 江府町議会議員 越 峠 恵美子

江府町議会議長 日野尾 優 様

---

おはぐり頂きまして、

---

地方自治法第96条第2項の規定による江府町議会の議決すべき事件に関する条例  
(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定により、江  
府町議会の議決すべき事件について定めるものとする。

(議決すべき事件)

第2条 江府町議会が議決すべき事件は、江府町における総合的かつ計画的な行政の運営を図る  
ための基本構想及び総合計画の策定、変更又は廃止に関するものとする。

(その他)

第3条 江府町及び江府町教育委員会等の作成する、各種計画やプラン等について、策定、変更  
すれば、速やかに議会に内容を報告しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

理由としまして、地方自治法の改正により市町村の策定する総合計画は、議会の議決事項でなくなった。しかし、議会としては町の基本構想、基本計画、実施計画は従来どおり議会で審議する必要があると判断し、この度条例化するものである。以上です。

○議長（日野尾 優君） 発議第4号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（日野尾 優君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

発議第4号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり決しました。

---

## 日程第18 議会運営委員会の報告

○議長（日野尾 優君） 日程第18、議会運営委員会の報告を議題とします。

○議員（9番 川端 雄勇君） 議長。

○議長（日野尾 優君） 議会運営委員会委員長、川端委員。

○議員（9番 川端 雄勇君）

---

### 議会運営委員会報告

#### 1. 付託事件

平成24年4月27日付で日野尾議長より申し出のあった宇田川議員の発言について

#### 2. 審査の経過

平成24年5月1日、5月8日、5月24日、6月12日、議会運営委員会を開催し、本人の証言、議長、副議長に確認し調査した。その結果申し出のとおり事実関係の確認がとれたので、慣例に従い本人に謝罪と詫び状の提出を言い渡したが、本人が了承したにも関わらず提出を拒む旨の文書の提出があった。

#### 3. 調査結果

江府町議会議員政治倫理条例第7条の規定により江府町政治倫理審査会を設置し、調査を

依頼する。

(理 由)

江府町議会議員政治倫理条例（政治倫理基準）第3条第1項により議員は町民の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎まなければならない。議場外でも言動に対して品位を疑われる事のないよう努めなければならない。

本委員会においては、上記のとおり決定したので報告する。

平成24年6月15日

江府町議会運営委員会

委員長 川 端 雄 勇

江府町議会議長 日野尾 優様

- 
- 議長（日野尾 優君） これより委員長報告に対する質疑を行います。
- 議員（1番 宇田川 潔君） 議長。
- 議長（日野尾 優君） はい。宇田川議員。
- 議員（1番 宇田川 潔君） 理由の中で、議場外でも言動に対して品位を疑われる事のないよう努めなければならないとありますが、これはいつ倫理条例の改正がありましたか。この1点をお尋ねします。7条にはこんなことは書いてありませんがなあ。いつ改正になりましたか。
- 議長（日野尾 優君） 川端委員長。
- 議会運営委員会委員長（9番 川端 雄勇君） 改正はなくてもいわゆる議員としての品位と品格を守らなければならないという事がありますので、これは適合いたします。以上です。
- 議員（1番 宇田川 潔君） 議長。
- 議長（日野尾 優君） はい。宇田川議員。
- 議員（1番 宇田川 潔君） 誠に身勝手な法に外れるような、これは付け足しでしょう。（「身勝手じゃない」と呼ぶ者あり）
- 議長（日野尾 優君） それは、反対意見ですか。これに対しての。
- 議員（1番 宇田川 潔君） そうです。
- 議長（日野尾 優君） 今のは反対意見だそうですが、賛成意見は。
- 議員（2番 川上 富夫君） 議長。
- 議長（日野尾 優君） はい。川上議員。
- 議員（2番 川上 富夫君） 今の宇田川議員の言論に対してですが、審査の経過を踏まえてそ

れぞれきちとなされておりました。議員は365日、江府町の議会に対して責任を持つ立場であります。いくら場外といいましても必ず議員というものは私生活の中でも付いてきます。そういう発言は、お互いに品位を損なわないようにしなければならないと思っております。そのためにも是非こういう事がないように正常な審査が行われること切望するものです。

○議員（1番 宇田川 潔君） 議長。

○議会運営委員会委員長（9番 川端 雄勇君） 進行。進行。

○議長（日野尾 優君） 賛成、反対両方の意見が出ましたので、採決を行いたいと思います。

ただ今の委員長報告の採決は、起立によって行いたいと思います。

委員長報告のとおり、決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（日野尾 優君） 起立多数です。よって、委員長報告のとおり決しました。

---

#### 日程第19 江府町政治倫理審査会の設置について

○議長（日野尾 優君） 日程第19、江府町政治倫理審査会の設置についてを議題とします。

お諮りいたします。

議会運営委員会報告を受け、江府町議会議員政治倫理条例第7条の規定により、江府町政治倫理審査会を設置し、これに調査を付託し審査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、江府町政治倫理審査会を設置し、これに調査を付託し審査することに決定いたしました。

---

#### 日程第20 議員派遣の件について

○議長（日野尾 優君） 続きまして、議長発議として、日程第20、議員派遣の件についてを議題とします。江府町議会会議規則第120条第1項に係る議員派遣4件について、お手元に配付のとおり行いたい、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） ご異議なしと認めます。よって、4件の議員派遣を行うことに決しました。

## 日程第 2 1 閉会中の継続調査について

○議長（日野尾 優君） 日程第 2 1、閉会中継続調査についてをお諮りいたします。

議会運営委員会から議長の諮問に係る次の議会の会期、会期日程等議会運営に関する事項につき、閉会中継続調査申し出があり、議会運営委員会の閉会中継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員会の閉会中継続調査とすることに決しました。

---

○議長（日野尾 優君） お諮りいたします。本定例会の会期に付された事件は、すべて議了いたしました。よって、会議規則第 7 条の規定により閉会いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会はこれをもって閉会とすることに決定いたします。

以上をもって平成 2 4 年第 4 回江府町議会定例会を閉会いたします。どうも御苦勞様でした。

午前 1 0 時 2 7 分閉会

---